

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第22号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 建築物省エネ法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>	<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 建築物省エネ法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>

改正後						
別表第7（第4条第1項関係）						
種類					額	
都市低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第	（略）				
		共同住宅等	（略）			
			共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100円	
	床面積の合計が	18,400円				

築等計画の 認定申請に 対する審査 手数料	1項各号に掲 げる基準又は これと同等の 基準に適合す るものとして 市長が別に定 める方法によ り技術的審査 を受けたもの である場合			<u>300m<sup>2</sup>を超え</u> <u>1,000m<sup>2</sup>以</u> <u>内のもの</u>	
				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を</u> 超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円
				(略)	
		非住宅建築物	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	10,100円	
		<u>床面積の合計が</u> <u>300m<sup>2</sup>を超え</u> <u>1,000m<sup>2</sup>以</u> <u>内のもの</u>	<u>18,400円</u>		
		床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を</u> 超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円		
		(略)			
	その他の場合	(略)			
	共同 住宅 等	(略)			
		共用部分	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	117,900円	
		<u>床面積の合計が</u> <u>300m<sup>2</sup>を超え</u> <u>1,000m<sup>2</sup>以</u> <u>内のもの</u>	<u>155,500円</u>		
		床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を</u>	194,500円		

				超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの (略)	
		非住宅建築物	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	93,800円
				<u>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>124,900円</u>
				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	157,300円
				(略)	
			上記以外 の評価方法により 評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>256,700円</u>
				<u>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>321,600円</u>

				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を 超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,200</u> 円
				床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> を 超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>592,600</u> 円
				床面積の合計が 5,000m <sup>2</sup> を 超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>730,000</u> 円
				床面積の合計が 10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>862,900</u> 円
				床面積の合計が 25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>984,500</u> 円
都市低炭素 化促進法第 55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 申請に対す る審査手 料	当該認定申請 に係る低炭素 建築物新築等 計画が、都市 低炭素化促進 法第54条第 1項各号に掲 げる基準又は これと同等の 基準に適合す るものとして	(略)			
		共同 住宅 等	(略)		
			共用部分	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	6,000円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>を超え</u> <u>1,000m<sup>2</sup>以</u> <u>内のもの</u>	<u>11,000円</u>
	床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を</u>	17,300円			

市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合			超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	
	(略)			
	非住宅建築物		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	6,000円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>11,000円</u>
			床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	17,300円
		(略)		
	その他の場合	(略)		
	共同住宅等	(略)		
		共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	59,900円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>79,500円</u>
床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>			100,100円	
(略)				
非住宅建	申請に係る低炭素	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	47,900円	

		建築物	建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	もの		
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>64,300円</u>	
				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	81,500円	
				(略)		
				上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>129,400円</u>
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>162,600円</u>	
				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>210,600円</u>	
			床面積の合計が	<u>305,300</u>		

				2,000m <sup>2</sup> を 超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	円
				床面積の合計が 5,000m <sup>2</sup> を 超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>379,300</u> 円
				床面積の合計が 10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>449,600</u> 円
				床面積の合計が 25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>514,900</u> 円
備考 (略)					

改正前						
別表第7 (第4条第1項関係)						
種類					額	
都市低炭素 化促進法第 53条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 認定申請に 対する審査 手数料	当該認定申請 に係る低炭素 建築物新築等 計画が、都市 低炭素化促進 法第54条第 1項各号に掲 げる基準又は これと同等の 基準に適合す るものとして	(略)				
		共同 住宅 等	(略)			
			共用部分	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	10,100円	
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以 内のもの	28,900円	
		(略)				
		非住宅建築物	床面積の合計が	10,100円		

市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		300m <sup>2</sup> 以内のもの		
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円	
		(略)		
その他の場合	(略)			
	共同住宅等	(略)		
		共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	117,900円
			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	194,500円
		(略)		
	非住宅建築物	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であ	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	93,800円
			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	157,300円
(略)				



			って市長 が別に定 める方法 により評 価された ものであ る場合		
			上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	<u>260,400</u> 円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以 内のもの	<u>415,100</u> 円
				床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> を 超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>590,900</u> 円
				床面積の合計が 5,000m <sup>2</sup> を 超え10,00 0m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>724,700</u> 円
				床面積の合計が 10,000m <sup>2</sup> を超え25,0 00m <sup>2</sup> 以内のも の	<u>854,200</u> 円
				床面積の合計が 25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>975,000</u> 円
都市低炭素	当該認定申請	(略)			

化促進法第 55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 申請に対す る審査手数 料	に係る低炭素 建築物新築等 計画が、都市 低炭素化促進 法第54条第 1項各号に掲 げる基準又は これと同等の 基準に適合す るものとして 市長が別に定 める方法によ り技術的審査 を受けたもの である場合	共同 住宅 等	(略)		
			共用部分	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	6,000円
				床面積の合計が 300m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以 内のもの	17,300円
		(略)			
		非住宅建築物	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	6,000円	
			床面積の合計が 300m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以 内のもの	17,300円	
	(略)				
	その他の場合	(略)			
		共同 住宅 等	(略)		
			共用部分	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	59,900円
				床面積の合計が 300m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以 内のもの	100,100 円
		(略)			
非住 宅建 築物		申請に係 る低炭素 建築物新 築等計画	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内の もの	47,900円	
	床面積の合計が		81,500円		

			が、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	<u>300m<sup>2</sup></u> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	
				(略)	
			上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>131,200</u> 円
		床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		<u>210,400</u> 円	
		床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの		<u>304,100</u> 円	
		床面積の合計が 5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの		<u>376,100</u> 円	

			0 m <sup>2</sup> 以内のもの	
			床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>444,400</u> 円
			床面積の合計が 25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>509,200</u> 円

備考 (略)

改正後

別表第8 (第5条第1項関係)

種類			額
建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく適合性判定の申請に対する審査手数料	非住宅建築物 (工場等)	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300 m <sup>2</sup> 以内のもの <u>10,000円</u>
			床面積の合計が300 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの <u>18,000円</u>
			床面積の合計が1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの <u>28,000円</u>
			床面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> を超え5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの <u>86,000円</u>

			<u>2以内のもの</u>	
			<u>床面積の合計が5,000m<sup>2</sup>を超える</u>	<u>137,000</u> 円
			<u>10,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	
			<u>床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>を超える</u>	<u>173,000</u> 円
			<u>25,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	
			<u>床面積の合計が25,000m<sup>2</sup>を超えるもの</u>	<u>217,000</u> 円
		<u>上記以外の評価方法により評価されたものである場合</u>	<u>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</u>	21,000円
			<u>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超える1,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	<u>29,000</u> 円
			<u>床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>を超える2,000m<sup>2</sup>以内のもの</u>	42,000円
			(略)	

非住宅建築物 (工場等以外)	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	18,000円
		床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	86,000円
		床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	137,000円
		床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	173,000円
		床面積の合計	217,000円

			計が <u>25,000</u> $m^2$ を超えるもの	<u>00</u> 円
判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合		床面積の合計が <u>300</u> $m^2$ 以内のもの		98,000 円
		床面積の合計が <u>300</u> $m^2$ を超え <u>1,000</u> $m^2$ 以内のもの		<u>124,000</u> 円
		床面積の合計が <u>1,000</u> $m^2$ を超え <u>2,000</u> $m^2$ 以内のもの		164,000 円
		(略)		
上記以外の評価方法により評価されたものである場合		床面積の合計が <u>300</u> $m^2$ 以内のもの		<u>256,000</u> 円
		床面積の合計が <u>300</u> $m^2$ を超え <u>1,000</u> $m^2$ 以内のもの		<u>321,000</u> 円
		床面積の合計が <u>1,000</u> $m^2$ を超え <u>2,000</u> $m^2$ 以内のもの		<u>415,000</u> 円
		床面積の合計		<u>592,000</u> 円

			計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>00円</u>
			床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>730,000円</u>
			床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>862,000円</u>
			床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>984,000円</u>
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく適合性判定の変更の申請に対する審査手数料	非住宅建築物 (工場等)	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>6,000円</u>
		第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>11,000円</u>
		エネルギー消費性能向上計画と当該	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え	<u>17,000円</u>



		他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	
			床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	52,000円
			床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	82,000円
			床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	104,000円
			床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	130,000円
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	11,000円
			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	16,000円

			床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	24,000円
			(略)	
非住宅建築物 (工場等以外)	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> 以内のもの	<u>6,000円</u>
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え <u>1,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	<u>11,000円</u>
			床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	<u>17,000円</u>
			床面積の合計が <u>2,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>5,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	<u>52,000円</u>
			床面積の合計が <u>5,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>10,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	<u>82,000円</u>
			床面積の合計	<u>104,000</u>

		計が <u>10,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>25,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	円
		床面積の合計が <u>25,000</u> m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>130,000</u> 円
判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合		床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	50,000 円
		床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> を超え <u>1,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>64,000</u> 円
		床面積の合計が <u>1,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>2,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000 円
		(略)	
上記以外の評価方法により評価されたものである場合		床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>129,000</u> 円
		床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> を超え <u>1,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>162,000</u> 円

		床面積の合計が <u>1,000</u> m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>210,000</u> 円
		床面積の合計が <u>2,000</u> m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>305,000</u> 円
		床面積の合計が <u>5,000</u> m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>379,000</u> 円
		床面積の合計が <u>10,000</u> m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>449,000</u> 円
		床面積の合計が <u>25,000</u> m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>514,000</u> 円
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規	非住宅建築物（工場等）	床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	5,000円
		床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup>	<u>8,000</u> 円

定する軽微 変更該当証 明書の交付 の申請に対 する審査手 数料			<u>2</u> を超え1, <u>000m<sup>2</sup>以 内のもの</u>	
			床面積の合 計が <u>1,00</u> <u>0m<sup>2</sup>を超え</u> 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	12,000円
			(略)	
	非住宅建築物 (工場等以外)	判定に係る建築 物エネルギー消 費性能確保計画 が、建築物省エ ネ法第2条第1 項第3号の規定 により定められ た簡易な評価方 法であって、市 長が別に定める 方法により評価 されたものでは ない場合	床面積の合 計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	25,000円
			床面積の合 計が300m <sup>2</sup> を超え1, <u>000m<sup>2</sup>以 内のもの</u>	<u>32,000円</u>
			床面積の合 計が <u>1,00</u> <u>0m<sup>2</sup>を超え</u> 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	42,000円
			(略)	
		上記以外の評価 方法により評価 されたものでは ない場合	床面積の合 計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>64,000円</u>
			床面積の合 計が300m <sup>2</sup> を超え1, <u>000m<sup>2</sup>以 内のもの</u>	<u>81,000円</u>

			床面積の合計が <u>1,000</u> m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>105,000</u> 円
			床面積の合計が <u>2,000</u> m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>152,000</u> 円
			床面積の合計が <u>5,000</u> m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>189,000</u> 円
			床面積の合計が <u>10,000</u> m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>224,000</u> 円
			床面積の合計が <u>25,000</u> m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>257,000</u> 円
建築物省エネ法 <u>第34条第1項</u> の規定に基づく建築物エ	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第	(略)		
		共同住宅等	(略)	
		共用部分	床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100 円

エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を含む。）	35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	18,400円	
				床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円	
				(略)		
		非住宅建築物			床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100円
					床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	18,400円
					床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円
	その他の場合	(略)	共同住宅等	(略)		
				共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	117,900円
					床面積の合計	155,500円

				計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え <u>1,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	円
				床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	194,500円
				(略)	
		非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第3	床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> 以内のもの	93,800円
			5条第1	床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え <u>1,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	124,900円
			項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである	床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの	157,300円
				(略)	



			る場合													
			上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合 計が300m<sup>2</sup>以内のもの</td> <td><u>256,700</u> 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合 計が300m<sup>2</sup>を超え1, 000m<sup>2</sup>以 内のもの</td> <td><u>321,600</u> 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合 計が1,00 0m<sup>2</sup>を超え 2,000m<sup>2</sup>以内のもの</td> <td><u>415,200</u> 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合 計が2,00 0m<sup>2</sup>を超え 5,000m<sup>2</sup>以内のもの</td> <td><u>592,600</u> 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合 計が5,00 0m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のも の</td> <td><u>730,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合 計が10,0 00m<sup>2</sup>を超 え25,00 0m<sup>2</sup>以内の もの</td> <td><u>862,900</u> 円</td> </tr> </table>	床面積の合 計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>256,700</u> 円	床面積の合 計が300m <sup>2</sup> を超え1, 000m <sup>2</sup> 以 内のもの	<u>321,600</u> 円	床面積の合 計が1,00 0m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,200</u> 円	床面積の合 計が2,00 0m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>592,600</u> 円	床面積の合 計が5,00 0m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のも の	<u>730,000</u> 円	床面積の合 計が10,0 00m <sup>2</sup> を超 え25,00 0m <sup>2</sup> 以内の もの	<u>862,900</u> 円
床面積の合 計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>256,700</u> 円															
床面積の合 計が300m <sup>2</sup> を超え1, 000m <sup>2</sup> 以 内のもの	<u>321,600</u> 円															
床面積の合 計が1,00 0m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,200</u> 円															
床面積の合 計が2,00 0m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>592,600</u> 円															
床面積の合 計が5,00 0m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のも の	<u>730,000</u> 円															
床面積の合 計が10,0 00m <sup>2</sup> を超 え25,00 0m <sup>2</sup> 以内の もの	<u>862,900</u> 円															

				床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>984,500</u> 円
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を除く。）	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	(略)		
			共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	6,000円
				床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>11,000円</u>
		床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		17,300円	
		(略)			
		非住宅建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	6,000円	
			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>11,000円</u>	
			床面積の合計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え	17,300円	

			2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	
			(略)	
	その他の場合	(略)		
	共同住宅等	(略)		
		共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	59,900円
			床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	79,500円
			床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,100円
			(略)	
	非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第3	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	47,900円
		5条第1項第1号の規定により定め	床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	64,300円
			床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	81,500円

			られた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	$2$ 以内のもの	
				(略)	
			上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が $300\text{m}^2$ 以内のもの	<u>129,400</u> 円
				床面積の合計が $300\text{m}^2$ を超え $1,000\text{m}^2$ 以内のもの	<u>162,600</u> 円
				床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超え $2,000\text{m}^2$ 以内のもの	<u>210,600</u> 円
				床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ を超え $5,000\text{m}^2$ 以内のもの	<u>305,300</u> 円
	床面積の合計が $5,000\text{m}^2$ を超え	<u>379,300</u> 円			

				10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	
				床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>449,600</u> 円
				床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>514,900</u> 円
建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
		共同住宅等	(略)		
			共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100円
				床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>18,400円</u>
				床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円
		(略)			
非住宅建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup>	10,100円			

				²以内のもの		
				床面積の合計が300m²を超え1,000m²以内のもの	18,400円	
				床面積の合計が1,000m²を超え2,000m²以内のもの	28,900円	
				(略)		
その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価された	(略)				
		共同住宅等	(略)			
			共用部分	床面積の合計が300m²以内のもの	117,900円	
				床面積の合計が300m²を超え1,000m²以内のもの	155,500円	
				床面積の合計が1,000m²を超え2,000m²以内のもの	194,500円	
				(略)		
非住宅建築物	床面積の合計が300m²以内のもの	93,800円				

	ものである 場合		床面積の合 計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え <u>1,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの		<u>124,900</u> 円		
			床面積の合 計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの		157,300 円		
			(略)				
	上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合	(略)					
		共同	(略)				
		住宅 等	共用部分	床面積の合 計が <u>300m<sup>2</sup></u> 以内のもの		117,900 円	
				床面積の合 計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え <u>1,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの		<u>155,500</u> 円	
				床面積の合 計が <u>1,000m<sup>2</sup></u> を超え <u>2,000m<sup>2</sup></u> 以内のもの		194,500 円	
				(略)			
		非住宅建築物	床面積の合 計が <u>300m<sup>2</sup></u> 以内のもの		<u>256,700</u> 円		
床面積の合			<u>321,600</u>				

				計が <u>300</u> m <sup>2</sup> を超え <u>1,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	円
				床面積の合計が <u>1,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>2,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,200</u> 円
				床面積の合計が <u>2,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>5,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>592,600</u> 円
				床面積の合計が <u>5,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>10,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>730,000</u> 円
				床面積の合計が <u>10,000</u> m <sup>2</sup> を超え <u>25,000</u> m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>862,900</u> 円
				床面積の合計が <u>25,000</u> m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>984,500</u> 円

備考 (略)



改正前

別表第8（第5条第1項関係）

種類			額	
建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく適合性判定の申請に対する審査手数料	非住宅建築物（工場等）		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	21,000円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	42,000円
			(略)	
	非住宅建築物（工場等以外）	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	98,000円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	164,000円
			(略)	
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>271,000</u> 円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>433,000</u> 円

		内のもの	
		床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>616,000円</u>
		床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>756,000円</u>
		床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>891,000円</u>
		床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>1,017,000円</u>
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく適合性判定の変更の申請に対する	非住宅建築物（工場等）	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	11,000円
		床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	24,000円
		(略)	

審査手数料	非住宅建築物 (工場等以外)	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	50,000円
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000円
			(略)	
	上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>136,000</u> 円	
		床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>219,000</u> 円	
		床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>317,000</u> 円	
		床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>392,000</u> 円	

			の		
			床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>463,000</u> 円	
			床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>531,000</u> 円	
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査手数料	非住宅建築物（工場等）		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	5,000円	
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	12,000円	
			（略）		
	非住宅建築物（工場等以外）	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価された		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	25,000円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	42,000円
				（略）	

		ものである場合	
	上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>68,000</u> 円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>109,000</u> 円
		床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>158,000</u> 円
		床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>196,000</u> 円
		床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>231,000</u> 円
		床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>265,000</u> 円
建築物省エ	当該認定申請に	(略)	

<p>ネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を含む。）</p>	<p>係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</p>	<p>共同住宅等</p>	<p>(略)</p>		
			<p>共用部分</p>	<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>10,100円</p>
				<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>28,900円</p>
		<p>(略)</p>			
		<p>非住宅建築物</p>	<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>10,100円</p>	
			<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>28,900円</p>	
	<p>(略)</p>				
	<p>その他の場合</p>	<p>(略)</p>			
		<p>共同住宅等</p>	<p>(略)</p>		
			<p>共用部分</p>	<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>117,900円</p>
<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>				<p>194,500円</p>	
<p>(略)</p>					
<p>非住</p>	<p>申請に係</p>	<p>床面積の合</p>	<p>93,800円</p>		

		宅建築物	る建築物 エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	157,300 円
				(略)	
				上記以外の評価方法により評価されたものである場合	
				床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>260,400</u> 円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,100</u> 円
				床面積の合計が2,00	<u>590,900</u> 円

				0 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	
				床面積の合計が5,000 m <sup>2</sup> を超え10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	724,700 円
				床面積の合計が10,000 m <sup>2</sup> を超え25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	854,200 円
				床面積の合計が25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	975,000 円
建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術	（略）			
		共同住宅等	（略）		
			共用部分	床面積の合計が300 m <sup>2</sup> 以内のもの	6,000円
				床面積の合計が <u>300 m<sup>2</sup></u> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	17,300円
非住宅建築物	床面積の合計	6,000円			



える変更を 行う場合を 除く。)	的審査を受けた ものである場合		計が300m <sup>2</sup> 以内のもの		
			床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	17,300円	
			(略)		
	その他の場合	(略)			
		共同	(略)		
		住宅等	共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	59,900円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,100円
			(略)		
		非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第30条第1項第1号の規定により定め	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	47,900円
				床面積の合計が <u>300m<sup>2</sup></u> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	81,500円
(略)					

			<p>られた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合</p>	
		<p>上記以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	<p>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p><u>131,200</u> 円</p>
			<p>床面積の合計が<u>300m<sup>2</sup></u>を超え2,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p><u>210,400</u> 円</p>
			<p>床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>を超え5,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p><u>304,100</u> 円</p>
			<p>床面積の合計が5,000m<sup>2</sup>を超え10,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p><u>376,100</u> 円</p>
			<p>床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p><u>444,400</u> 円</p>

				00m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以内のもの			
				床面積の合計が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	509,200 円		
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)					
		共同	(略)				
		住宅等	共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100円		
				床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	28,900円		
			(略)				
			非住宅建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100円		
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの		28,900円			
		(略)					
		その他の場合	申請に係る建築物の共用部	(略)			
				共同	(略)		
住宅	共用部分			床面積の合計	117,900		

		分以外の部分が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	等		計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	円
					床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	194,500円
					(略)	
			非住宅建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	93,800円	
				床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	157,300円	
				(略)		
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	(略)			
			共同住宅等	(略)		
				共用部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	117,900円
					床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	194,500円
(略)						
非住宅建築物	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以内のもの	260,400円				

				床面積の合計が <u>300</u> m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>415,100</u> 円
				床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>590,900</u> 円
				床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>724,700</u> 円
				床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	<u>854,200</u> 円
				床面積の合計が 25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>975,000</u> 円

備考 (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)